

入札参加資格登録に係る格付けのための加算点の算定及び適用について

つくば市入札参加者選定等取扱要綱に定めるところにより、入札参加資格審査の定期受付を行う時期に、次の3つの工種における格付けを行うための加算数値（加算点）を算定し、経営事項審査の総合評定値（P点）に加算のうえ格付けを行っています。

なお、公表されている格付名簿に記載の格付け（等級）は、名簿作成時点の経営事項審査結果を用いており、経営事項審査の更新等によって等級が変動するため、最新の等級とは異なることがあります。

もし、加算数値（加算点）の適用を希望しない場合には、別紙申出書を御提出ください。申出書を提出された時点で、加算点の適用を除外いたします。ただし、1度申出を行った者は、当該入札参加資格期間内の再度の加算は行いませんので御注意ください。

つくば市入札参加者選定等取扱要綱（平成12年つくば市告示第80号） 【抜粋】

第15条 市長は、建設工事に係る入札に参加しようとする者について、その者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建設工種の種類ごとの区分における総合評定値及び次に掲げる数値の合計値を基に、格付けの基準となる点数(以下「格付基準点」という。)を定め、別表第1左欄に掲げる建設工種の種類ごとに、同表中欄の格付基準点の区分に応じ、同表右欄の等級のいずれかに格付けを行うものとする。ただし、その者から次に掲げる数値の加点を希望しない旨の申出があった場合には、総合評定値を格付基準点とし、格付けを行うものとする。

- (1) 定期資格審査を受ける日の属する年度及びその前3年度にその者が完成させたつくば市発注の工事に係る建設工種の種類ごとの工事成績(つくば市工事成績評定要領による工事成績評定表の評定点合計の数値をいう。以下同じ。)の平均値をXとし、当該期間における全受注者の建設工種の種類ごとの工事成績の平均値をYとし、次の算式により得た数値又は30のいずれか低い数値。ただし、XがYを超える場合に限る。

$$(X - Y) \times (1 + \text{当該期間における完成工事件数} \times 0.5)$$

- (2) 市長が別に定める基準により適用する数値

- 2 前項の規定による格付けは、第17条第1項に規定する有資格者名簿の作成の日又は同条第2項に規定する有資格者名簿への追加登録の日から適用し、同条第3項に規定する参加資格の効力を有する期間内まで適用する。
- 3 第1項第2号の別に定める基準により適用する数値に関する手続については、別に定める。

別表第1(第15条関係)

建設工種の種類	格付基準点(注)	等級
土木一式工事	700以上	A
建築一式工事	600以上 700未満	B
舗装工事	600未満	C

(注) 格付基準点は、経審の総合評定値と加算点の合計値である。